

鳥取大学医学部附属病院長選考基準

令和 6年10月25日
国立大学法人鳥取大学長

鳥取大学医学部附属病院長選考等規則第6条の規定に基づき、鳥取大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長には、鳥取大学の教授であり、人格が高潔で学識に優れ、強いリーダーシップと優れた経営手腕を持ち、以下に掲げる病院長に求められる資質・能力のすべての要件を満たし、かつ鳥取大学の中期目標・中期計画に掲げた医学部附属病院に関する事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力が求められる。

【求められる資質及び能力】

1. 医師免許を有している者

2. 鳥取大学医学部附属病院の病院長、主任診療科長、診療科長又は診療施設の長に併任されている者

3. 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験及び医療安全管理について十分な知見を有し、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有すること。

*医療安全管理業務とは以下のいずれかの業務をいう。

- ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理者の業務
- ②医療事故防止等対策委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部における業務
- ④その他上記に準ずる業務

4. 組織管理能力等の医学部附属病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有している者

当院又は当院以外の病院（400床以上の総合病院）での以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を司る特定機能病院の管理者として必要な資質・能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取りまく様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができること。

- ①病院長又は副病院長の経験
- ②診療科長又は診療施設等の長の3年以上の経験

5. 教育・研究・診療に必要な資質及び能力を有している者

大学の医学系教授の経験があり、学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有している者